

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(平成31年4月施行)

平成 31年 4月

訪問介護相当サービスコード表	2
介護予防生活支援サービスコード表	4
介護予防通所サービスコード表	5
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	7

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

訪問介護相当サービスコード表(パターン1:身体介護及び生活援助を行う場合のサービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)※1 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一	1,168単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)※1 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,335	1月につき
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一	2,335単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)※1 要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一	3,704単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)※2 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	266	1回につき
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一	266単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)※2 ※1月につき4回まで 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	270	1回につき
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一	270単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)※2 要支援2(週2回を超える程度)	285	1回につき
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一	285単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)(20分未満) 事業対象者・要支援1・要支援2	165	1回につき
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一	165単位 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算※3		1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算※4	所定単位数の 15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算※3		1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算※4	所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※3		1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※4	所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	1回につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		運動機能向上加算を算定している場合 100単位加算	1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	

※1 ※2を計画する中でこの単位を超過する利用となった場合はこちらを利用する。短時間と※2を併用し、この単位を超過する場合についても同様
 ※2 原則として回数単価を利用する
 ※3 ※1を使用する場合こちらを使用
 ※4 ※2を使用する場合こちらを使用

訪問介護相当サービスコード表(パターン2:生活援助のみを行う場合のサービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2421	訪問型サービスⅣ/2	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	181	1回につき
A2	2424	訪問型サービスⅣ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2521	訪問型サービスⅤ/2	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週2回程度)	181	181
A2	2524	訪問型サービスⅤ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	2631	訪問型サービスⅥ/2	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	要支援2 (週2回を超える程度)	181	181
A2	2634	訪問型サービスⅥ/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	1421	訪問型短時間サービス/2	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス) (20分未満)	事業対象者・要支援1・ 要支援2(週1回程度)	165	165
A2	1424	訪問型短時間サービス/2・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		
A2	4011	訪問型サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2		運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、処遇改善加算については以下に記載するパターン1のコードを使用

A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

介護予防生活支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A4	1001	介護予防生活支援サービス	イ 介護予防生活支援サービス 事業対象者・要支援1・要支援2 150単位	150	1回につき
A4	1002	介護予防生活支援サービス/短時間	ロ 介護予防生活支援サービス短時間 (30分未満) 事業対象者・要支援1・要支援2 100単位	100	
A4	1003	介護予防生活支援サービス/初回加算	ハ 介護予防生活支援サービス初回加算 事業対象者・要支援1・要支援2 200単位	200	1月につき

介護予防通所サービスコード表(パターン1 5時間以上連続してサービスを行う場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
負担割合が1割の場合									
A7	1001	介護予防通所サービス1	イ 介護予防通所サービス費	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	262単位	90%	262	1回につき	
A7	1002	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供加算		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の5%加算	90%		13
A7	1003	介護予防通所サービス1/送迎(片道)		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	90%		215
A7	1004	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%		168
A7	1005	介護予防通所サービス1/定員超過		事業対象者要支援1要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	定員超過×70%	90%		183
A7	1006	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供加算		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の5%加算	90%		9
A7	1007	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%		136
A7	1008	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%		89
A7	1009	介護予防通所サービス1/人員基準欠如		事業対象者要支援1要支援2	介護職員が欠員×70%	90%	183		
A7	1010	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供加算		事業対象者要支援1要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の5%加算	90%		9
A7	1011	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%		136
A7	1012	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%		89
A7	1100	介護予防通所サービス/入浴介助加算	入浴介助加算		50単位加算	90%	50	1月につき	
A7	1101	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算	ロ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	90%	240		
A7	1102	介護予防通所サービス/生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	90%	100		
A7	1103	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算	ニ 運動器機能向上加算		225単位加算	90%	225		
A7	1104	介護予防通所サービス/栄養改善加算	ホ 栄養改善加算		150単位加算	90%	150		
A7	1105	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算	ヘ 口腔機能向上加算		150単位加算	90%	150		
A7	1106	介護予防通所サービス/事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	90%	120		
A7	1107	介護予防通所サービス提供体制加算I11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(イ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	90%		72
A7	1108	介護予防通所サービス提供体制加算I12		(1)サービス提供体制強化加算(イ)イ	要支援2(週2回程度)	144単位加算	90%		144
A7	1109	介護予防通所サービス提供体制加算I21		(1)サービス提供体制強化加算(イ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	48単位加算	90%		48
A7	1110	介護予防通所サービス提供体制加算I22		(1)サービス提供体制強化加算(イ)ロ	要支援2(週2回程度)	96単位加算	90%		96
A7	1111	介護予防通所サービス提供体制加算II1		(1)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	90%		24
A7	1112	介護予防通所サービス提供体制加算II2		(1)サービス提供体制強化加算(II)	要支援2(週2回程度)	48単位加算	90%	48	
A7	1113	介護予防通所サービス処遇改善加算I1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000加算	90%	73	
A7	1114	介護予防通所サービス処遇改善加算I2		(1)介護職員処遇改善加算(I)	要支援2(週2回程度)		90%	147	
A7	1115	介護予防通所サービス処遇改善加算II1		(2)介護職員処遇改善加算(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000加算	90%	53	
A7	1116	介護予防通所サービス処遇改善加算II2		(2)介護職員処遇改善加算(II)	要支援2(週2回程度)		90%	107	
A7	1117	介護予防通所サービス処遇改善加算III1		(3)介護職員処遇改善加算(III)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000加算	90%	28	
A7	1118	介護予防通所サービス処遇改善加算III2		(3)介護職員処遇改善加算(III)	要支援2(週2回程度)		90%	57	
A7	1119	介護予防通所サービス処遇改善加算IV1		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	90%	25	
A7	1120	介護予防通所サービス処遇改善加算IV2		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	要支援2(週2回程度)		90%	51	
A7	1121	介護予防通所サービス処遇改善加算V1		(5)介護職員処遇改善加算(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	90%	22	
A7	1122	介護予防通所サービス処遇改善加算V2		(5)介護職員処遇改善加算(V)	要支援2(週2回程度)		90%	45	
A7	1331	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算1	ス 生活機能向上連携加算		200単位加算	90%	200	1回につき	
A7	1341	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算2	運動機能向上加算を算定している場合		100単位加算	90%	100		
A7	1351	介護予防通所サービス栄養スクリーニング加算	ル 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	90%	5		
負担割合が2割の場合									
A7	1021	介護予防通所サービス1/2割	イ 介護予防通所サービス費	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	262単位	80%	262	1回につき	
A7	1022	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供加算/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の5%加算	80%		13
A7	1023	介護予防通所サービス1/送迎(片道)/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	80%		215
A7	1024	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%		168
A7	1025	介護予防通所サービス1/定員超過/2割		事業対象者要支援1要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	定員超過×70%	80%		183
A7	1026	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供加算/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の5%加算	80%		9
A7	1027	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%		136
A7	1028	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%		89
A7	1029	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護職員が欠員×70%	80%	183		
A7	1030	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供加算/2割		事業対象者要支援1要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の5%加算	80%		9
A7	1031	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%		136
A7	1032	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/2割		事業対象者要支援1要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%		89
A7	1130	介護予防通所サービス/入浴介助加算/2割	入浴介助加算		50単位加算	80%	50	1月につき	
A7	1131	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算/2割	ロ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	80%	240		
A7	1132	介護予防通所サービス/生活向上グループ活動加算/2割	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	80%	100		
A7	1133	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算/2割	ニ 運動器機能向上加算		225単位加算	80%	225		
A7	1134	介護予防通所サービス/栄養改善加算/2割	ホ 栄養改善加算		150単位加算	80%	150		
A7	1135	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算/2割	ヘ 口腔機能向上加算		150単位加算	80%	150		
A7	1136	介護予防通所サービス/事業所評価加算/2割	ト 事業所評価加算		120単位加算	80%	120		
A7	1137	介護予防通所サービス提供体制加算I11/2割	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(イ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	80%		72
A7	1138	介護予防通所サービス提供体制加算I12/2割		(1)サービス提供体制強化加算(イ)イ	要支援2(週2回程度)	144単位加算	80%		144
A7	1139	介護予防通所サービス提供体制加算I21/2割		(1)サービス提供体制強化加算(イ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	48単位加算	80%		48
A7	1140	介護予防通所サービス提供体制加算I22/2割		(1)サービス提供体制強化加算(イ)ロ	要支援2(週2回程度)	96単位加算	80%		96
A7	1141	介護予防通所サービス提供体制加算II1/2割		(1)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	80%		24
A7	1142	介護予防通所サービス提供体制加算II2/2割		(1)サービス提供体制強化加算(II)	要支援2(週2回程度)	48単位加算	80%	48	
A7	1143	介護予防通所サービス処遇改善加算I1/2割	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000加算	80%	73	
A7	1144	介護予防通所サービス処遇改善加算I2/2割		(1)介護職員処遇改善加算(I)	要支援2(週2回程度)		80%	147	
A7	1145	介護予防通所サービス処遇改善加算II1/2割		(2)介護職員処遇改善加算(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000加算	80%	53	
A7	1146	介護予防通所サービス処遇改善加算II2/2割		(2)介護職員処遇改善加算(II)	要支援2(週2回程度)		80%	107	
A7	1147	介護予防通所サービス処遇改善加算III1/2割		(3)介護職員処遇改善加算(III)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000加算	80%	28	
A7	1148	介護予防通所サービス処遇改善加算III2/2割		(3)介護職員処遇改善加算(III)	要支援2(週2回程度)		80%	57	
A7	1149	介護予防通所サービス処遇改善加算IV1/2割		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	80%	25	
A7	1150	介護予防通所サービス処遇改善加算IV2/2割		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	要支援2(週2回程度)		80%	51	
A7	1151	介護予防通所サービス処遇改善加算V1/2割		(5)介護職員処遇改善加算(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	80%	22	
A7	1152	介護予防通所サービス処遇改善加算V2/2割		(5)介護職員処遇改善加算(V)	要支援2(週2回程度)		80%	45	
A7	1332	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算1/2割	ス 生活機能向上連携加算		200単位加算	80%	200	1回につき	
A7	1342	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算2/2割	運動機能向上加算を算定している場合		100単位加算	80%	100		
A7	1352	介護予防通所サービス栄養スクリーニング加算/2割	ル 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	80%	5		

負担割合が3割の場合										
A7	1041	介護予防通所サービス1/3割	イ 介護予防通所サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	262単位	70%	262	1回につき	
A7	1042	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供加算/3割			事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	70%		13
A7	1043	介護予防通所サービス1/送迎(片道)/3割			事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	70%		215
A7	1044	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物/3割			事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	70%		168
A7	1045	介護予防通所サービス1/定員超過/3割			事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	定員超過×70%	70%		183
A7	1046	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供加算/3割			事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	70%		9
A7	1047	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	70%	136		
A7	1048	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	70%	89		
A7	1049	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護職員が欠員×70%	70%	183			
A7	1050	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供加算/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	70%	9		
A7	1051	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	70%	136		
A7	1052	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	70%	89		
A7	1160	介護予防通所サービス/入浴介助加算/3割	入浴介助加算		50単位加算	70%	50			
A7	1161	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算/3割	口 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	70%	240	1回につき		
A7	1162	介護予防通所サービス/生活上グループ活動加算/3割	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	70%	100			
A7	1163	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算/3割	ニ 運動器機能向上加算		225単位加算	70%	225			
A7	1164	介護予防通所サービス/栄養改善加算/3割	ホ 栄養改善加算		150単位加算	70%	150			
A7	1165	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算/3割	ヘ 口腔機能向上加算		150単位加算	70%	150			
A7	1166	介護予防通所サービス/事業所評価加算/3割	ト 事業所評価加算		120単位加算	70%	120			
A7	1167	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 11/3割	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	70%	72		
A7	1168	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 12/3割		(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援2(週2回程度)	144単位加算	70%	144		
A7	1169	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 21/3割		(1) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	48単位加算	70%	48		
A7	1170	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 22/3割		(1) サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援2(週2回程度)	96単位加算	70%	96		
A7	1171	介護予防通所サービス提供体制強化加算 II 1/3割		(1) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	70%	24		
A7	1172	介護予防通所サービス提供体制強化加算 II 2/3割		(1) サービス提供体制強化加算(II)	要支援2(週2回程度)	48単位加算	70%	48		
A7	1173	介護予防通所サービス処遇改善加算 I 1/3割	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000 加算	70%	73		
A7	1174	介護予防通所サービス処遇改善加算 I 2/3割		(1)介護職員処遇改善加算(I)	要支援2(週2回程度)		70%	147		
A7	1175	介護予防通所サービス処遇改善加算 II 1/3割		(2)介護職員処遇改善加算(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000 加算	70%	53		
A7	1176	介護予防通所サービス処遇改善加算 II 2/3割		(2)介護職員処遇改善加算(II)	要支援2(週2回程度)		70%	107		
A7	1177	介護予防通所サービス処遇改善加算 III 1/3割		(3)介護職員処遇改善加算(III)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000 加算	70%	28		
A7	1178	介護予防通所サービス処遇改善加算 III 2/3割		(3)介護職員処遇改善加算(III)	要支援2(週2回程度)		70%	57		
A7	1179	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV 1/3割		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	70%	25		
A7	1180	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV 2/3割		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	要支援2(週2回程度)		70%	51		
A7	1181	介護予防通所サービス処遇改善加算 V 1/3割		(5)介護職員処遇改善加算(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	70%	22		
A7	1182	介護予防通所サービス処遇改善加算 V 2/3割		(5)介護職員処遇改善加算(V)	要支援2(週2回程度)		70%	45		
A7	1333	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算1/3割	又 生活機能向上連携加算		200単位加算	70%	200			
A7	1343	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算2/3割	又 生活機能向上連携加算	運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	70%	100			
A7	1353	介護予防通所サービス栄養スクリーニング加算/3割	ル 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	70%	5	1回につき		

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(平成31年4月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1:訪問型サービス(みなし)	0
A2:訪問型サービス(独自)	50
A3:訪問型サービス(独自/定率)	0
A4:訪問型サービス(独自/定額)	3
A5:通所型サービス(みなし)	0
A6:通所型サービス(独自)	0
A7:通所型サービス(独自/定率)	168
A8:通所型サービス(独自/定額)	0
A9:その他の生活支援サービス(配食/定率)	0
AA:その他の生活支援サービス(配食/定額)	0
AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率)	0
AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額)	0
AD:その他の生活支援サービス(その他/定率)	0
AE:その他の生活支援サービス(その他/定額)	0
AF:介護予防ケアマネジメント	3
	224